

公共施設・公共用地有効活用対策調査 特別委員会視察報告書

視察日：令和元年 11 月 5 日～6 日

視察先：福島県浜児童相談所

宮城県中央児童相談所

令和元年 12 月

目 次

第1部 視察にあたって

- 1. 視察実施までの経緯 1
- 2. 目的と視察項目 1
- 3. 視察地 2

第2部 視察内容

- 1. 福島県浜児童相談所 視察の概要 4
- 2. 宮城県中央児童相談所 視察の概要 17

第3部 視察成果のまとめ

- 各委員の報告 28
- 視察行程 37

第1部 視察にあたって

1. 視察実施までの経緯

- 令和元年 5月23日 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会正副委員長の互選を行い、木下広委員長、渡辺くみ子副委員長が選任される。
- 6月 6日 必要に応じて視察を行うことを確認する。
- 9月12日 視察先について、正副委員長案のとおり決定する。
11月5日～6日に視察を実施することを決定する。
- 11月 5日 視察地へ出発する。（上野駅集合・総勢14名）

2. 目的と視察項目

（1）目的

平成28年5月の児童福祉法改正を踏まえ、長崎健康相談所との複合施設による豊島区児童相談所（一時保護所併設型）を令和4年度中に開設予定である。児童相談所及び一時保護所について学ぶことの必要性を鑑み、福島県浜児童相談所及び宮城県中央児童相談所を視察先とすることとした。

（2）視察項目

①児童相談所

- ・児童相談所として必要な部屋とそれらの配置
- ・利用者等の動線とプライバシーの配慮（相談室の配置、出入口など）
- ・対峙する保護者への対応を想定した安全策、セキュリティの確保
- ・近隣住民への配慮、ルール
- ・施設運営上の課題、改善項目

②一時保護所

- ・一時保護所の運営上の工夫、配慮
- ・連れ去り防止の対応（建物・職員体制）
- ・子どもの人権保障に必要な環境の工夫
（無断外出しようとする児童を安全に逃がす策や窓の施錠）
- ・児童の生活上、近隣住民へ配慮していること

- ・定員オーバー時の対応

③運営全般

- ・施設の理念、コンセプト（設置、建物）
- ・専門職の確保（児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、看護師、弁護士等）
- ・勤務時間、週休日、人事異動ローテーション、夜間休日体制
- ・施設の入所率
- ・関係機関との連携の工夫

④災害対策関係

- ・東日本大震災後の対応（従前との変化など）
- ・災害時の対応（避難者等への対応など）

3. 視察地

（1）福島県

人口：1,901,053人（784,261世帯） 平成31年1月1日現在
面積：13,783.90平方キロメートル 令和元年7月1日現在
平成31年度一般会計 当初予算 1兆4,603億円

浜児童相談所

相談件数が増加し、相談内容も複雑・多様化するなど、東日本大震災と原発事故に伴う生活環境の変化などにより生じている様々な子どもと家族の問題について地域と連携を図りながら対応するため、「浜児童相談所」を改築した。

本施設では、近年増加し続けている児童虐待問題についても、高度かつ専門的な相談機能を備えている。



(2) 宮城県

人口：2,303,098人(997,984世帯) 平成30年12月末日現在

面積：7,282.29平方キロメートル 令和元年7月1日現在

平成31年度一般会計 当初予算 1兆1,103億円

中央児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談業務を行っている。

子どもに関する様々な問題について、家庭などからの相談に応じ、必要な調査や心理学的判定などを実施し、子どもやその保護者などに対して必要な助言や指導を行う。



第2部 視察内容

1. 福島県浜児童相談所 視察の概要

説明者 浜児童相談所 次長 新妻 昭一 氏



木下委員長より挨拶

福島県浜児童相談所 概要(平成29年7月完成)

※園庭等外構工事については11月完成



外観



園庭

(1)敷地面積 5,988.09m²

(2)建物

構造等 管理棟：鉄筋コンクリート造り2階建

保護棟：木造1階建

建築面積：994.76m²

のべ面積：1,344.52m²

最高高さ：9.25m

(3)建物の特徴等

①県産材の活用

ふくしま県産材利用推進方針に基づき、施設の一部を木造としている。木部については、床（桜）、腰板（杉）の県産材を使用し、特に保護棟については、梁、束等についても県産材を用いるなど、木のぬくもりを感じる家庭的な空間としている。



②省エネ化

太陽光パネルを設置し、電灯のLED化、オール電化仕様となっている。Low-E複層ガラス化や電気式空冷ヒートポンプ式空調を採用するなど、省エネ化を図っている。

③セキュリティ

階段入り口及び車両進入路への門扉の設置、園庭前への目隠しフェンスの設置のほか、赤外線センサー及び監視カメラを設置し、不審者の侵入等を予防している。

④主な部屋等

管理棟：所長室：1 事務室：1

相談室：5

障がい者対応の相談室、攻撃的な来所者等への対応を想定した相談室を設置。

シンク、レンジ等を設け簡単な調理、飲食が可能な相談室を設け、家族療法も可能としている。

心理判定室：4 心理療法室：1 遊技治療室：1

観察室：1 書庫：1 会議室：1

医務室(入退所準備室)：1 宿直室：1

一時保護棟：入所定員 12 名

男児居室：2 女児居室：2 幼児居室：1

学習室：1 遊戯室：1 食堂・リビング：1

静養室：2 面接・治療室：1 屋内運動場：1

厨房：1 事務室：1 日用品庫：1

宿泊室：1 浴室：2 (男女各 1)

整備における基本的な考え方について

(1) プロポーザルの推移

東日本大震災、原子力発電所事故の影響により県内の児童相談所相談件数が増加傾向となっており、特に避難者がより集中しているいわき市を管轄する浜児童相談所においては、他事務所に比べ増加が著しく、また、虐待受付件数も増加しております。また、その内容も複雑・困難化していますが、現在の施設は狭く、必要な部屋が確保されていないことなどから相談対応がスムーズに行えないなど、児童相談所機能に支障を来していることが喫緊の課題となっており、浜児童相談所の改築を実施することになりました。

※「浜児童相談所整備事業基本設計・実施設計委託業務公募型プロポーザル募集要領」
(抜粋)

(2) プロポーザルにおける改築コンセプトと方針

①改築コンセプト

地域における子どもとその家族に対する支援拠点

子どもの権利擁護機関

子どもにとって心安らぐ場所

子どものシェルター(権利擁護の拠点)

- ・緊急対応体制の確立

安心して生活できる一時保護所

- ・ゆとりある居住空間の確保
- ・男女別の生活設備の確保
- ・個別のニーズに対応できる施設整備の確保
- ・セキュリティ設備の充実

子どもと家族の問題に対応する専門機関

専門的なサービスが受けられる場所

専門職によるサービスの提供

- ・多様性に対応できる相談・診断用施設整備の確保
- ・専門職員の執務環境の充実

家族支援の強化

- ・ペアレントトレーニング等の実施条件の整備

地域と協働する機関

関係機関との協働の拠点

市町村・学校・施設等への支援の強化

- ・会議室・ミーティングスペースの確保

新たな協働関係の拠点

地域住民との協働

- ・地域連携の核となる児童福祉司の確保と執務条件の整備
- ・民生委員などの地域住民と情報を共有する場の整備

②整備の基本方針 ※実際の設計には職員の意見を反映させた。

<立地>

周囲の景観を考慮し、華美な外観にならないよう配慮する。

<施設>

a. 規模

- ・延面積を約 1,200m² とする。
- ・ゆとりのある外遊び空間を確保する。
- ・施設周辺にゆとりを持たせる。

b. 構造

- ・生活部分は木質系の内装とする。
- ・一時保護所を来所者の視野から守る配置とする。

c. 施設計画

- ・気軽に相談に来られる、分かりやすく、温かく明るい施設。
- ・相談者のプライバシーが守られる施設。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使いやすい施設。
- ・児童の自立や家庭を支援する多様な機能を有する施設。
- ・一時保護児童が癒される家庭的な雰囲気施設。
- ・環境への負荷及びライフサイクルコストの低減に配慮した施設。

d. 配置計画

- ・事務棟ゾーン：来所者対応を中心としつつ、来所者対応、一時保護所との共有、管理の各ゾーンに整理する。
- ・一時保護所ゾーン：男女の生活空間を分離、児童の安全及びプライバシーが確保される配置とする。

基本設計方針

(1) 平面計画方針

施設棟は、大きく管理棟と一時保護棟の2つのゾーンで構成されるが、さらに管理棟は「管理エリア」と「相談、判定エリア」に分けられる。

一時保護棟も、夜間居住を主とした「居室エリア」と昼間生活のための「生活エリア」に分けられる。

①管理棟(管理エリア)

- ・ エントランス：来所者は靴を脱いで入ることとする。これにより、床の清潔さを保持し、同時に行動観察の場を確保する。
- ・ 待合室：来所者のプライバシーに配慮した構造、配置とする。
- ・ 事務室：エントランス・駐車場が見えると同時に、一時保護所・園庭側が見える配置とする。
- ・ 所長室：事務室を経由して入室し、一時保護所・園庭側が見える配置とする。
- ・ 宿直室：攻撃的保護者対応相談室に隣接して配置する。
- ・ 一般WC：男女別で職員と来所者で兼用する。
- ・ 多目的WC：障がい者対応のため1階に配置し、乳幼児にも対応するものとする。
- ・ 会議室：70人収容程度の広さで可動式間仕切りにより2分割でき、収納も検討する。

②管理棟(相談・判定エリア)

- ・ 相談室(5室、4タイプ別)：全て一時保護所・園庭側が見えない配置とする。
 - タイプ1：一般対応相談室
 - タイプ2：障がい者対応相談室として車いすが入れる構造とする。
 - タイプ3：攻撃的保護者対応相談室として職員保護のため出入口を2ヶ所設ける。
 - タイプ4：乳幼児対応・家族対応相談室として、シンク等を設け、簡単な調理等を可能とする。
- ・ 心理判定室(4室・2タイプ別)：できるだけ一時保護所・園庭側が見えない配置に工夫する。防音対策が必要である。
 - タイプ1：一般対応型心理判定室
 - タイプ2：被害確認面接・家族療法対応判定室
- ・ 心理療法室：できるだけ一時保護所・園庭側が見えない配置に工夫する。

- ・遊戯治療室：一時保護所・園庭側が見えない配置とする。床・壁にクッションが必要。遊具庫も設置する。
- ・医務室・入退所準備室：一時保護ゾーン通用口近くに配置し、出入口を2ヶ所設ける。さらに、簡易な洗浄・洗髪等のためのシャワーブースを設置する。

③一時保護棟(居室エリア)

- ・男子居室1、2：3～4人が生活する。和室とし、押入、引出しを設置する。
- ・女子居室1、2：3～4人が生活する。和室とし、押入、引出しを設置する。
- ・幼児居室1、2：4～5人が生活する。和室とし、押入、引出しを設置する。
- ・静養室(男女)：男女兼用の個別処遇用。事務室の近くに配置する。床はフローリングとし、壁は自傷に対応した素材とする。シャワーとWCを設置する。
- ・静養室(女)：女子専用の個別処遇用。和室とし、押入・引出しを設置する。
- ・職員宿泊室：男性、女性用の2室又はスペースを、事務室内または近くに配置する。
- ・事務室：一時保護棟専用の事務室で全体が見通せる配置とする。
- ・浴室、洗面所：男女別に計画し、洗面所(脱衣所)には洗濯スペースを設ける。

④一時保護棟(生活エリア)

- ・面接、治療室
- ・食堂、リビング：入所児童が手伝える簡易流しを設置する。
- ・学習室：本棚、椅子、机、教卓、ホワイトボードのほか、流しを設置する。
- ・幼児遊戯室：床暖房を設置する。
- ・厨房：食事は業者委託方式である。オール電化で計画する。
- ・厨房付属室：調理員控室、厨房事務室、調理員用WC、食品庫を配置する。
- ・WC：男女別として、職員と児童は兼用のWCとする。
幼児用便器が必要であり、設置する。
- ・倉庫：その用途上、日用品庫と所持品庫に分けて配置する。
- ・児童用玄関：事務室から出入りを確認できる。
- ・屋内運動場：管理棟と一時保護棟の両方から使える中間の位置に配置する。出入口を2ヶ所設ける。さらに、一時保護棟内が見えないように工夫する。
- ・その他の機能等：廊下、テラス(一時保護棟から管理棟事務室まで連続したものとする。)
広いホールと廊下により、一時保護棟全体での子どもたちの生活の様子が見渡しやすくなる。廊下は直線にして死角を無くす。

廊下の複数の開閉戸により入所児童の男女の増減による居室の変動に対応する。

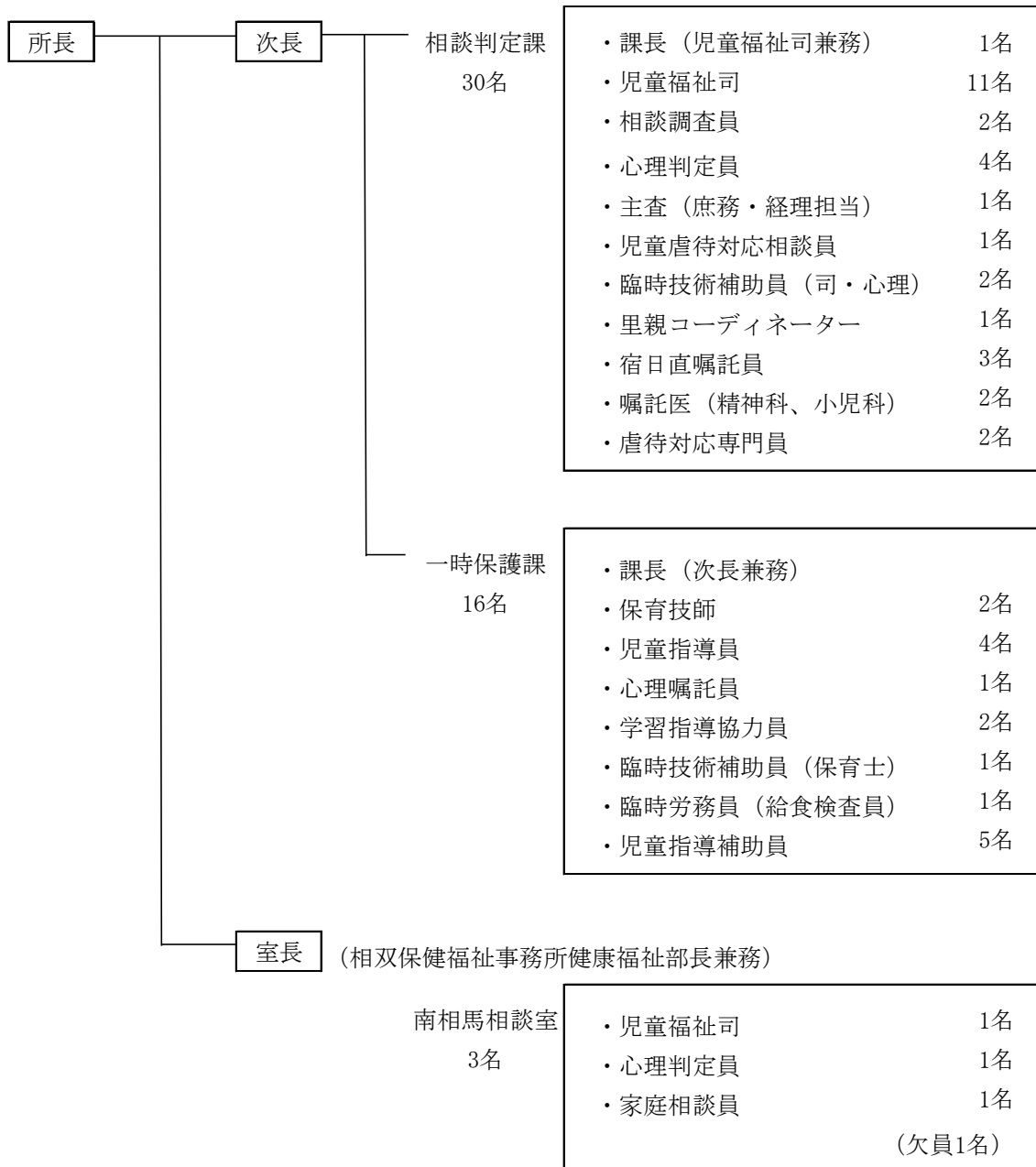
(2) ユニバーサルデザインへの配慮

- ①一時保護棟について、基本的に車いす使用等の身体障がいのある児童は入所しないことを前提としている。
管理棟の身体障がい者対応について、1階に対処できる相談室を配置し、会議等で来所者に該当者がいた場合は屋内運動場を会議室にするなどで対応を行うことで、2階へのエレベータは設置しないこととする。
- ②屋内の床は基本的に段差無し(障がいのある児童は入所しないため一時保護棟の玄関を除く)とする。
- ③障がい者対応相談室と多目的WCは1階に配置し、障がい者が2階へ移動しなくともよい計画とする。
- ④身体障がい者用駐車場は施設近くに配置、スロープを設けて利便を図る。

(3) 環境への配慮

- ①再生可能エネルギー割合を2020年の目標である40%を達成させるため、太陽光発電を積極的に導入する。さらに、太陽光温水パネルの設置を検討する。
- ②維持管理の労力軽減とコスト削減の対策として、オール電化による電力料金割引を検討するとともに、施設の安全性を高める意味で無ガス施設化を計画する。
- ③電灯はできるだけLEDを使用し、人感センサーの併用により無駄なエネルギー消費を削減する。また、その他の各設備機器も省エネ型設備機器を選定することとする。
- ④外壁、窓等からの熱損失の防止には、Low-E複層ガラスなどを使用し、エネルギー使用の合理化を適切に図るための措置を講じる計画とする。
- ⑤管理棟(RC造)においてはできる限り断熱補強を行い、熱橋による熱損失の低減を図る。
- ⑥「県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針」に基づき、平屋建ての一時保護棟は木構造とし、内装においても居室等で床及び腰壁で木質化が可能な部位についてはできる限り県産材を使用することとする。

浜児童相談所の組織と職員（平成31年4月1日現在）



事前質問事項について

(1) 児童相談所

①児童相談所として必要な部屋とそれらの配置

⇒6、9～11 ページ参照

②利用者等の動線とプライバシーの配慮（相談室の配置、出入口など）

⇒9～11 ページ参照

③対峙する保護者への対応を想定した安全策、セキュリティの確保

⇒攻撃的保護者対応相談室で対応。職員保護のため出入口を2ヶ所設けている。

④近隣住民への配慮、ルール

⇒ルールは特になし。声がうるさいといった苦情については過去に1件あったのみである。

⑤施設運営上の課題、改善項目

⇒現段階で手狭になっている。国の新プランにより、児童福祉司を増やしていく計画があり、今後の職員増加を考えると、事務室、職員駐車場、公用車駐車場が足りなくなる可能性がある。

(2) 一時保護所

①一時保護所の運営上の工夫、配慮

⇒・多様な職種の職員で運営にあっている。

・入浴は職員が多い早めの時間帯に行っている。（夜の時間帯は日中より職員数が減るため。）

②連れ去り防止の対応（建物・職員体制）

⇒・一時保護棟はエントランスから遠い位置に配置している。

・宿直室は一時保護棟の近くに配置し、迅速な対応がとれるようにしている。

③子どもの人権保障に必要な環境の工夫

（無断外出しようとする児童を安全に逃がす策や窓の施錠）

⇒・可能な限り家庭的な雰囲気を保つ。

・各居室の窓は全開にできる。

④児童の生活上、近隣住民へ配慮していること
⇒特にない。

⑤定員オーバー時の対応
⇒県内にある他の児童相談所と人数の調整を行う。

(3) 運営全般

①施設の理念、コンセプト（設置、建物）
⇒7～8 ページ参照

②専門職の確保（児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、看護師、弁護士等）
⇒12 ページ参照

③勤務時間、週休日、人事異動ローテーション、夜間休日体制
⇒一時保護課に関して
勤務時間：日勤 8:30～17:15 夜勤 14:00～翌日 9:00（夜勤は交替制）
週休日：4 週 8 休（夜勤明けは休日）
人事異動ローテーション：一般行政職 3～4 年 専門職（福祉・心理）4～5 年
夜間休日体制：夜間（正規職員 1 名、補助員 1 名）
休日（平日と同様）

④施設の入所率
⇒定員 12 名に対し、7～8 名。

⑤関係機関との連携の工夫
⇒・警察、学校、市町村担当者との連絡会議を年度の早い時期に開催する。
・ケースごとの会議をこまめに行う。

(4) 災害対策関係

①東日本大震災後の対応（従前との変化など）
⇒・相談件数の増加。虐待の定義の変化。
・「子どもの心ケア事業」：児童精神科医が保育所などを訪問し、児童に対応する保育従事者等への支援を行っている。

②災害時の対応（避難者等への対応など）
⇒今回の台風 19 号の際にも避難所にはならなかった。

◆施設内の視察及び質疑応答

施設の概要や基本設計方針等について説明を受けた後、管理棟の相談室、遊戯治療室及び一時保護棟の学習室、屋内運動場を実際に見学しながら説明を受けた。

また、質疑応答では、一時保護棟における運営上の工夫、近隣住民への配慮、施設における運営上の課題等について意見交換を行った。



問：攻撃的な保護者が子どもを奪還しにくるケースはあるのか。

答：多くはないが、困難ケースはある。暴力等に対応するために、警備員を配置することはしていない。警察OBは1名いるが、常勤ではない。

問：近隣対策は何かしているか。窓が多く広いが外から中の様子が見られることや中から外の様子が見られることに対する近隣の懸念はあるか。

答：特にない。建て替え以前からある施設であり、長い歴史の中でお互いの信頼関係が構築されていると考えている。

問：職員が増加した際には、部屋を事務所に転用することなどは考えているのか。

答：相談室を転用する可能性がある。部屋や駐車場は多いに越したことはない。大きな相談室がもう1つあればよかった。

問：本区は学齢期の児童の居室は個室にする予定である。個室の場合、児童の様子が気づらいという話があったが、子どもが居室にいる際には、職員も同ジェリアにいるようにする予定であるが。

答：施設を建て替える際に、個室という発想がそもそもなかったのだと思う。



浜児童相談所前にて

2. 宮城県中央児童相談所 視察の概要

※宮城県議会庁舎内において説明を受けた

説明者 宮城県 中央児童相談所 副参事兼次長 古川 浩智 氏
子ども・家庭支援課 課長補佐 三浦 周 氏



木下委員長より挨拶

児童虐待防止対策について

(1) 児童相談所の概要

① 県所管の児童相談所(所在地)

- ・ 中央児童相談所(名取市美田園二丁目1番地の4)
- ・ 北部児童相談所(大崎市古川駅南二丁目4番3号)
- ・ 東部児童相談所(石巻市あゆみ野5丁目7番地)
- ・ 東部児童相談所気仙沼支所(気仙沼市東新城三丁目3番3)

※仙台市児童相談所は仙台市が所管

② 主な業務

- ・ 児童に関する相談
- ・ 一時保護、措置(施設入所、里親委託等)
- ・ 市町村業務の援助

③相談の種類

- ・養護相談(児童虐待相談・その他養護相談)
- ・保健相談
- ・障害相談
- ・非行相談
- ・育成相談
- ・その他

④職員

所長、児童福祉司、児童心理司、保健師、保育士など

(2) 児童虐待相談対応件数の推移

- ・全国的に児童虐待対応件数は増加傾向にある。
- ・宮城県の児童虐待対応件数も増加し、高止まりの状況にある。

(3) 児童虐待相談対応件数の内訳

<種類別>

心理的虐待が 58.6%で最も多く、次いで身体的虐待が 22.4%となっている。

<虐待者別>

実父と実母がともに 43.4%で多い状況にある。

<虐待を受けた子どもの年齢構成別>

小学生が 29.9%で最も多く、次いで 3歳～学齢前が 26.7%、0～3歳未満が 22.5%となっている。小学生以下が約 8割を占める。

<虐待通告経路>

警察が 50.3%で最も多く、次いで近隣・知人・親戚が 19.4%となっている。

(4) 国の児童虐待防止施策の動向

平成 30 年 3 月に東京都目黒区において、また、平成 31 年 1 月に千葉県野田市で児童虐待死亡事件が発生したことを受け、国では児童虐待防止対策の「緊急総合対策」や「総合強化プラン(新プラン)」等を決定し、必要な取組を進めている。

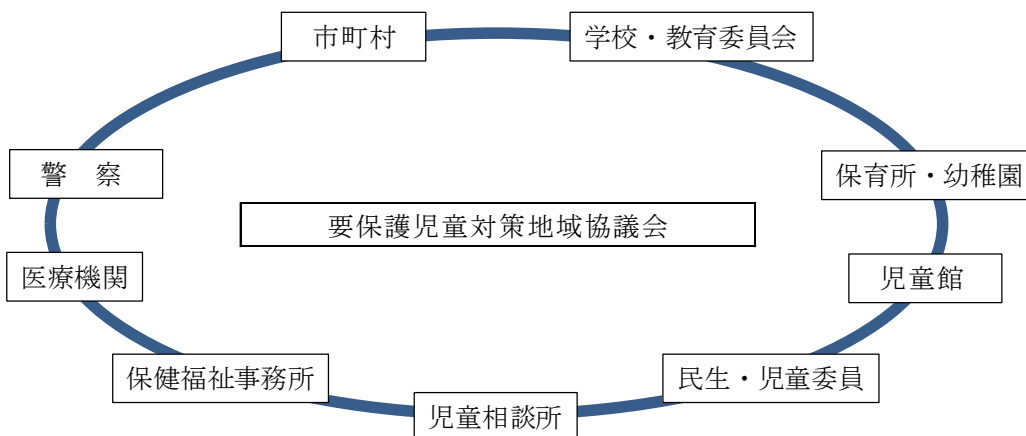
(5) 関係機関との連携について

①「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」の設置

平成13年に、教育、福祉、医療、警察等の関係機関を構成員とする「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」を設置し、児童虐待防止に関するネットワークを構築

②市町村の「要保護児童対策地域協議会(要対協)」による連携

要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、市町村において「要保護児童対策地域協議会(要対協)」を設置し、関係機関が連携して対応



(6) 宮城県の児童虐待防止・対応策

1 発生予防

虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援を行う
(育児の孤立化・育児不安の防止等)



取組内容

- 市町村の子育て支援事業の充実・促進
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進など
- 相談しやすい体制の整備
- 虐待防止意識の啓発

2 早期発見・早期対応

虐待が深刻化する前の早期
発見・早期対応



取組内容

- 市町村・要保護児童対策地域協議会(要対協)の機能強化・連携した対応
- ・要支援児童・要保護児童への支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進
- ・個別支援ケースへの専門的助言、研修会の開催、研修会への講師派遣
- 学校や警察等、関係機関と連携した早期発見・早期対応
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく)の周知

3 対応力の強化

児童虐待発生時の的確な対応



取組内容

- 子どもの安全を最優先とした取組の徹底
- 児童相談所の体制強化
- 職員の専門性強化
- 一時保護児童の受入体制の整備・環境改善
- 親子再統合に向けた保護者への支援

4 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量の充実



取組内容

- 児童養護施設等の高機能化・環境改善
- 家庭的養育環境推進に向けた取組
- ・児童養護施設の小規模・地域分散化
- ・里親制度の普及促進、里親の養成・育成
- 里親委託・児童養護施設等の入所児童の自立に向けた支援
- ・自立に向けた生活・就業相談
- ・自立支援資金貸付事業
- ・身元保証人確保対策事業
- 未成年後見人支援事業

(7) 児童相談所の体制強化・専門性の強化

①警察との情報共有に関する協定の締結

平成 30 年 7 月に県警・仙台市・宮城県との三者間で「児童虐待の防止強化のための情報共有に関する連携協定」を締結

<情報共有する事項>

- ・刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案
- ・保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案など

②児童相談所への警察官の配置

○平成 30 年 4 月 中央児童相談所に現職警察官を 1 名配置

○平成 31 年 4 月 北部児童相談所・東部児童相談所に現職警察官をそれぞれ 1 名配置

③警察との合同研修会の開催

児童相談所・警察との合同研修会の開催 年 1 回開催

<研修内容>

立入調査、臨検・捜索の実習訓練

④児童相談所への顧問弁護士の配置

児童相談所・支所にそれぞれ顧問弁護士を配置(顧問弁護士契約を締結)し、法的なサポート体制を強化

⑤児童虐待対応業務アドバイザーの配置

児童相談所に児童虐待対応アドバイザー(非常勤職員)を配置し、市町村への助言や研修会への講師派遣を実施

⑥安全確保等対応員の配置

児童相談所・支所に児童虐待の通告の聴き取り調査、相談受付等の業務を行う非常勤職員を配置

⑦児童相談所と市町村間の共通アセスメントツールの導入

平成 30 年 4 月から児童相談所と市町村の間で、ケース送致を実施する際に使用する共通アセスメントツールの運用を開始

ケースのリスク分析を行い(緊急性等を判断し)、児童相談所・市町村間でのケース送致を実施

⑧一時保護所への学習指導員の配置

平成 30 年 4 月から一時保護所に一時保護した児童への学習指導を行う非常勤職員を配置

⑨スーパーバイズ・権利擁護機能強化

外部から有識者(スーパーバイザー)を招き、複雑な児童虐待のケース等に対して専門的技術的助言・指導等を受ける

⑩職員の専門性強化

児童相談所の職員を児童虐待対策の実践研修等に参加させ、専門性の向上を図る

⑪児童相談所全国共通ダイヤル「189」受付業務

夜間休日の児童相談所共通ダイヤルの受付業務を民間団体に委託し、児童の安全確保の一層の充実を図る

宮城県中央児童相談所の概要

(1) 職員・業務(令和元年 8 月 1 日現在)

①職員

85 人 {内訳：正職員 47 人, 兼務職員(※1)6 人, 非常勤職員(※2)32 人}

※1 兼務職員(児童精神科医, 庶務担当)

※2 非常勤職員(児童虐待対応業務アドバイザー, 心理カウンセラー, 里親委託推進員, 宿日直対応員, 児童措置相談員, 安全確認等対応員, 学習指導協力員)

②業務

家庭支援班：児童の相談指導及び施設入所, 里親委託に関すること。

判定指導班：児童の医学的, 心理学的判定, 治療並びに指導に関すること。

一時保護班(一時保護所)：一時保護児童の行動観察, 生活指導等に関すること。

◎定員 30 人(内訳：男児 15 人, 女児 15 人)

③法令

児童福祉法, 児童虐待防止法

(2) 施設の概要

- 平成 25 年 4 月新築移転 (PFI 事業で建設)
- 施設：・事務室, 面接室, 心理判定室他…本館内
 - ・一時保護所…別棟

【一時保護所】宮城県は中央児相に 1 カ所 (※仙台市 1 カ所)

入所定員：30 人

主な設備：鉄筋コンクリート 3 階建て

食堂(厨房), 浴室(男女別), 児童居室, 学習室, 小ホール, 保育室, 特別支援児童居室, 面接室, 緊急電話対応室, 事務室

(3) 相談対応件数等の対応状況(新規と再起の合計)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全相談件数(種別:養護,障害,非行,育成相談等の合計)	2,248	2,525	2,661	2,775	2,769	2,787	2,713
うち児童虐待相談件数	312	365	394	468	371	358	434
全相談に占める虐待相談の割合	13.9%	14.5%	14.8%	16.9%	13.4%	12.9%	15.9%

○平成 30 年度虐待相談種類別の内訳(434 件の内訳)

虐待相談件数の計	身体虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
434	102	264	62	6



在宅指導	一時保護	左記のうち施設措置
395	39	2

(4) 警察通告件数

年度	28年度	29年度	30年度
件数	169件	225件	230件

宮城県中央児童相談所一時保護所について

(1) 宮城県における一時保護所の運営

宮城県内には、4カ所の児童相談所があるが、一時保護所を付設している児童相談所は、宮城県が設置する「宮城県中央児童相談所」と仙台市が設置する「仙台市児童相談所」の2カ所である。

「宮城県中央児童相談所(一時保護所)」は、宮城県が設置する「宮城県北部児童相談所」及び「宮城県東部児童相談所」(気仙沼支所を含む)の所管区域を含む全県域(仙台市域を除く)の一時保護児童を受け入れ対象としている。

(2) 宮城県中央児童相談所(一時保護所)の概要

- ①現施設は、平成25年4月に新築移転(「まなウェルみやぎ」内に設置)
- ②鉄筋コンクリート3階建て(児童居室、学習室、遊戯室、食堂、保育室、事務室等)
- ③入所定員30人(男児15人、女児15人) ※男児、女児は分離して支援

◆質疑応答



渡辺副委員長より挨拶

問：中核市での児童相談所の開設を国が進めているという事だが、宮城県の状況は。

答：仙台市以外で新たに児童相談所を設置する動きはない。（仙台市にはすでに児童相談所あり）

問：虐待の事案が増えているが、地域全体で手を差し伸べようという気運があるのでは。

答：国の新プランによると、児童福祉司を全国で2,000人程度増やす計画である。宮城県としては16名増やさないとしない計算になる。人材確保のため、福祉系の採用枠を広げたり、試験のやり方を変えたりしている。事案が進行する前に、地域に関わりがある方々が広く参画している要対協がうまく機能することが重要。

問：里親制度について、里親の確保はどのように行っているのか。実際にどの程度、制度が活用されているのか。

答：一時保護の後の受け皿となる里親への委託率は4割弱で、全国的にも高い割合。里親支援センターへ委託しており、里親との連絡調整を行っている。児童相談所でも里親希望者の登録手続きを行っている。中央児童相談所では昨年20組程度の登録があった。養子縁組を希望する方が里親を希望することが多い。また里親制度の周知もされてきており、里親の数は増えてきていると感じる。

問：警察との連携の効果は。どのように機能しているのか。

答：・警察官からの虐待の通告があった場合に、地区担当者と一緒に対応する。

・虐待に関する情報提供があったが、児童相談所の職員が危害を加えられる可能性がある場合に同行またはアドバイスをする。

・警察への援助要請の際のやりとりを担当する。

・虐待のケースを受け付けた後、援助方針を検討する際に、警察の視点からの意見を出してもらう。

・効果としては、警察、児童相談所両方の立場が分かることで連携が強化されることや、児童相談所職員のスキルアップにも貢献していることが考えられる。

問：情報の全件共有について、警察が持っている情報は全て児童相談所に提供されるのか。

答：重篤な事案について警察と共有している。全件共有ではない。

問：非常勤の弁護士の役割は。

答：定例的な法律相談は月1回。ケース対応時に法的判断や助言が必要なものに関して相談する。裁判関係、訴訟等の法律に関わる案件が出た場合には、随時相談する。弁護士の雇用形態（常勤・非常勤）は各自治体の判断による。

問：一時保護所で男児と女児を分離しているのは、移転する前からか。移転後からか。

答：施設の関係で、移転前は完全な分離ではなかった。移転後に完全な分離となった。

問：職員についても男児には男性職員、女児には女性職員が対応するということが、男児と女児の分離によるメリットとデメリットは。

答：メリットは男女間トラブルの未然防止。デメリットは施設が2つあるようなもので、それぞれを運営するための職員の配置、シフト体制が必要。

問：児童相談所の体制を整備することも大事だが、事件・事故が起きないように権限を強化する必要があると考えるが。

答：一定の条件を満たした場合に鍵を開けて入ることができる臨検・捜索というものがあるが、宮城県ではそこまで至った事例はない。臨検・捜索を行ったことがある児童相談所職員に講話をしてもらっている。重篤な事案に関しては、権限を躊躇なく行使することも重要と考えている。

問：児童相談所が複合施設にあるメリットは。

答：宮城県の場合は教育分野と福祉分野の複合施設。メリットとしては、未就学児から就学児になる際に支援が切れるのを避けられること。発達障害などに連携して対応できること。

問：地域に開かれた施設というのは難しいと思うが。

答：国のビジョンとしては、里親制度の促進、児童養護施設の小規模化などがあるが様々な課題があると認識している。

問：仙台市が政令指定都市になり、児童相談所を設置することになった時、県としてどのような支援をしたのか。

答：当時宮城県が持っていたケースは全て仙台市に移管した。移行時の引継はした。

問：宮城県から仙台市に移管した時、一番時間をかけた移管事務は。

答：個別のケース移管が一番時間をかけたと思われる。

問：一時保護所の定員に幼児は入っていないのか。

答：3～15歳までを受け入れている。

問：一時保護所の職員の人数はどれくらいか。

答：最低でも男性職員7人、女性職員7人。



宮城県議会庁舎にて

第3部 視察成果のまとめ

各委員の報告

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

委員長・公明党 木下 広

■総括的な感想

令和4年本区の児童相談所開設を控えて、委員会として2か所の児相の視察ができ関係者に感謝申し上げます。いわき市浜児童相談所は平成29年、宮城県中央児童相談所は平成27年からすでに業務を重ねてくる中で、昨今の目黒区や野田市の事件を契機に国からの業務改善指示などで緊張感のなかでの業務改善にご苦労されている。施設面では両施設とも立地環境が本区と違い、広い敷地に平屋建て。一時保護と児童相談所の位置をできるだけ離して、攻撃的保護者への対策も重要な観点であった。

我々が関心を持っていた、地域住民との関係は、開設後何年も経過して取り立てて苦情や不安の声は無く、やはり周到な準備をして立ち上げれば心配ないことを感じた。

逆に、業務が増えることによって人材確保と職員の働く場や駐車場の確保が必要となっており本区においても将来を見据えた環境整備が必要。

■視察先

福島県いわき市の浜児童相談所、および宮城県中央児童相談所。それぞれ児童相談所と一時保護所が併設されている。また、まなウェルみやぎは総合教育センター、美田園高等学校、子ども総合センター、中央児童相談所、リハビリテーション支援センターを一ヶ所に整備した複合施設で教育と子育ての人材づくり、療育デイケア、子どもメンタルクリニックも併設している施設である。

■視察の成果

・施設面では一時保護所と児童相談所をできるだけ離す事の重要性を感じる。攻撃的な保護者のための相談室の対策も必要と感じた。

・浜児相では施設面で「逃げたい子には安全に逃げられる一事故を起こさない配慮」をしているが、本区は施設面で「逃げる子」の対策は検討が必要になる。

・両相談所とも、弁護士や警察OB、宮城県中央児相は現役警察官を有効に活用している。本区においても同様の視点が必要。

・まなウェルみやぎでは、いじめ、発達障害などに対する教育者の研修所が併設されている。本区でも専門的な職員の配置計画がされているが、様々な個別ケースに対応できるより身近で、更に専門的なアドバイスができる体制も必要だと感じた。

・警察・学校・幼稚園・病院等関係機関の連携「要保護児童対策地域協議会一要对協」の情報共有を強めていくことが大切。初めてスタートする本区児相を関係機関だけでなく区全体で支援していくことが必要であることを強く感じた。

・宮城県は、一時保護から里親への移行も全国でトップクラスの実績を持つ。住民の協力体制の醸成に努める必要性を感じた。

■その他

区議会として、委員会視察は数年前から、防災・震災対策調査特別委員会だけで実施、この度、同委員会以外で初めて管外視察を実施できた。区民から選挙で選ばれた議員は区民の代表として他自治体の先進的な事例を学習し本区の施策に活かすことは必要だと感じる。今後とも積極的な行政視察による議員の資質向上に努められるよう望む。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

副委員長・日本共産党 渡辺 くみ子

■総括的な感想

◎浜児童相談所では、施設説明後施設見学が行われた。

入所定員は12名で、鉄筋コンクリート造り2階建てであるが、保護棟は木造1階建てで建物自体に温かみを感じられた。また地域性があるとは思いますが、閉鎖的ではなく地域の中で見守られているという印象を受けた。同時にセキュリティの確保、特に子どもの人権保護、また職員計画では一年に一人増員していく計画を立てている。

◎宮城県の中央児童相談所

宮城県議会庁舎で説明を受けた。中央児童相談所は定員30名、2018年度の相談件数は2,713件で児童虐待相談件数は434件で15.9%、そのうち施設措置は2件であった。子どもたちの日中の生活プログラム等の詳細な説明と、国、県の児童虐待への防止策等の詳細な説明も受けることができた。また、県の児童虐待防止対策の「社会的養護体制の充実」は困難な部分もあり、「引き続きの課題」との説明があった。

どちらの施設も、子どもの人権をどう守るか、家族との生活をどう再建するか等、日常活動の中で必死に対応されている姿に、本当に学ばされた。

台風災害等の大変困難な中で、視察にご協力いただきことに心から感謝する。

■視察先

福島県浜児童相談所

福島県いわき市自由ヶ丘38番地15

宮城県中央児童相談所

宮城県名取市美田園二丁目1番地の4

■視察の成果

児相自体への係わりの経験がない中で、この数年間で4か所の児相の視察をさせていただいた。子どもの人権を守ることを第一として、地域での施設の在り方、建物構造の在り方の検討、そして専門職員の確保が本当に切実な課題であることが改めてわかった。

本区においてもまず施設開所、その後もその時々での対応の中で、対策をねり、改善していくことが重要であることを学ぶことができた。

■その他

同行して下さった職員の皆様、ありがとうございました。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

自民党豊島区議団 石橋 正史

■総括的な感想

豊島区に新設される児童相談所の参考にするための視察でしたが、以下のような感想を持ちました。

1. 浜児童相談所

- ・平成 29 年 11 月完成と新しい建物であり、児童を保護し生活を送ってもらう施設としてのハード面における特徴や、配慮している点について説明をいただき参考になる気づきがいくつか確認できました。特に攻撃的保護者に対する配慮、子供の人権に対する配慮、家族のプライバシーに対する配慮など様々な点に配慮した作りになっており新たな視点を持つことができました。

2. 宮城県庁

- ・宮城県における児童虐待防止対策について、個別の施設というよりは全体的な政策の仕組みについて説明をいただきました。児童相談所を適切に機能させるためには児童相談所の施設整備だけでなく様々な外部組織（警察・学校・地域など）とのネットワーク構築や保護された児童の受け皿としての里親制度の充実などソフト面での対策が必要不可欠であるということに気づきました。

■視察先

11 月 5 日

福島県いわき市 浜児童相談所

11 月 6 日

宮城県議会

■視察の成果

児童相談所は判断を誤れば、子供の命に係わるケースもある極めて重要な福祉施設であり、今回の視察を通してまだまだ知見を深めていく必要があること、ハード面、ソフト面両面とも十分に配慮して整備していく必要があることなどが理解できたので、このことを豊島区での児童相談所設置に向けて活かしていくことができると考えます。

■その他

今回は福島県、宮城県の事例を視察しましたが、地域性の違いなどを考慮すると、東京都内の児童相談所も視察すべきだと考えます。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

立憲としま 古塚 としひと

■総括的な感想

私自身、児童相談所の施設の中に入る事は初めてだったので、具体的なイメージを持つ事が出来てとても勉強になりました。やはり図面の上だけではなく実際の施設を見学する事でどの様な点を参考にすべきかがより明らかになったと感じています。

■視察先

福島県 浜児童相談所（福島県いわき市）

宮城県 中央児童相談所（宮城県名取市）

※概要について宮城県議会庁舎にて宮城県担当理事者より説明・質疑応答

■視察の成果

浜児童相談所は建物全体に木材が多く使用され温かみのある施設でした。開放感のある園庭や使いやすそうな体育館、明るい居室など保護された児童がいかに過ごしやすいかがとても配慮されている点が参考になりました。

中央児童相談所は里親支援センターの積極的な活用や一時保護における男子と女子の分離などが特徴として説明されました。各自治体により一時保護に対する考えが違ってくる事を興味深く拝聴致しました。

■その他

今回、意義ある視察を実施していただいた委員長、副委員長、議会事務局の皆様、そして視察を快く受入れて下さった福島県、宮城県の担当者の皆様に深く感謝申し上げます。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

公明党 ふま ミチ

■総括的な感想

今回視察させていただいた福島県、宮城県も児童虐待相談対応が増加し、児童相談所の役割が重要になっています。

児童相談所の体制強化や職員の専門性の強化が、大きな課題と受けとめました。本区でも令和4年の児童相談所の設置にあたり、確実な人材育成を行い、人材確保にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

■視察先

11/5(火) 福島県浜児童相談所にて 座学と館内視察

11/6(水) 宮城県 保健福祉部 子ども・家庭支援課から
児童相談所について 座学

■視察の成果

両県の児童相談所のハード面とソフト面について学ばせていただきました。

とくに一時保護所の児童居室の設置場所について両県の設置方法を参考にしながら本区ではどのような設置が有効なのか、また、子どもの人権保障に必要な環境の工夫など、考察する機会をいただきました。

また、虐待における関係機関との連携や初期対応などを参考にさせていただきます。

■その他

社会的養護体制整備も求められており、政府においても大規模施設より小規模での養育、施設での養育より家庭での養育を推進しています。

両県とも、里親制度の推進に取り組んでいますが、浜児童相談所では、里親入門講座や研修会の開催、計画的なマッチングや委託里親に対する訪問支援など、里親コーディネーターを中心として地道な里親の育成などを行っています。本区でも区内の里親家庭を増やし、支える取組みとして「としまの里親プロジェクト」を立ち上げ、里親制度の普及啓発・相談・イベントなどの取組みを行っています。今後の課題として里親の不足、質の向上、担い手としての意識向上、委託後の支援体制などがありますが、両県の取組みを参考にしながら子どもたちの最善を見つけてまいりたいと思います。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

都民ファーストの会・民主 元谷 ゆりな

■総括的な感想

それぞれの施設で、運営や作りも違うが、それぞれに良いところがあり、本区にできる児童相談所の運営の仕方に関して、すごく参考になる視察であった。年々、新しい児童相談所ができる度に、より良い施設ができているとのこと。今回の視察で得たことを参考に、本区の児童相談所も素晴らしい施設にしていきたい。

■視察先

福島県 浜児童相談所 現地視察

宮城県 宮城県庁にて 県内の児童相談所、一時保護所などの説明

■視察の成果

- ・施設によって、場所柄などで運営や施設の作りも異なる。
→看板などを出さない。プライバシーの保護の仕方など。
- ・逃走者に関して→怪我無く安全が第一。無理に捕まえない。
- ・警察官の導入→施設の安全面強化。
- ・応接室の工夫→暴れても机を倒そうとしても大丈夫なように机を重くしている。
監視カメラ、マジックミラー、録音ができるようになっている。
- ・窓の工夫→全開できない。
- ・監視のやり方

■その他

- ・児童虐待の早期発見には、学校や警察との連携だけでなく、地元の人や民生委員とも連携して早期発見できるようにしている。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

無所属の会 ふるぼう 知生

■総括的な感想

児童相談所の役割や機能、そして運営や現状、そして現実の課題等についても学ぶことが出来て有意義だった。特に今回の視察では、施設・用地という観点から学びを得たことが収穫であったと感じる。

浜児童相談所では、建物の中を詳細に案内してもらい、図面だけでは伝わらないところまで教えていただいた。宮城県議会庁舎では児童相談所や一時保護施設の現況と抱えている課題について考察させられた。

総じて豊島区で児童相談所を開設する際に大変に有益な情報を得たと思う。

■視察先

- ① 浜児童相談所
いわき市自由が丘 38 番地 15
- ② 宮城県議会庁舎
仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

■視察の成果

個人のプライバシーを守るために、一部屋の中で入室するドアと退室するドアを 2 か所作ることが基本であるということが印象的であった。相談室にマジックミラーが設置されていたが、豊島区が児童相談所や一時保護施設を設置する際には、人権という観点から議論されるべきであると感じた。

児童が虐待されている情報を児童相談所と警察機関がどの程度共有しているのか、そしてどのように連携しているのかということについて具体的に学ぶことが出来た。東京都目黒区や千葉県野田市で起こった児童虐待の案件に対する反省から出てきた政府の方針である警察との情報共有であるが、より密度の濃い連携こそが事件を未然に防止することにつながることを確信した。

■その他

浜児童相談所においては、近隣の方々のご理解があるようで、改築の時にも特にトラブルはなかったようだ。施設全体の内装等において県産材をふんだんに使用し、家庭的安らぎを感じさせる空間にしてあった。太陽光パネルの設置、電灯の LED 化等で省エネ化を図っていた。全体として地域性からか、児童相談所や一時保護施設における緊張感のようなものが少し薄かったという印象である。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

自民党豊島区議団 竹下 ひろみ

■総括的な感想

豊島区に新設される児童相談所の参考にするための視察でした。

1. 浜児童相談所

- ・東日本大震災以降、原発事故の避難者が集中するいわき市の浜児童相談所に相談が集中したことから平成 29 年 11 月に改築をした施設です。児童を保護し生活を送ってもらう施設としての特徴や、配慮している点について説明をいただき参考になる点がいくつか確認できました。例えば攻撃的保護者に対する配慮、子供の人権に対する配慮、家族のプライバシーに対する配慮など様々な点に配慮した作りになっており本区での児童相談所の設置にあたっては様々な配慮が必要であるとの感想を持ちました。

2. 宮城県庁

- ・宮城県における児童虐待防止対策について、説明をいただきました。児童相談所を適切に機能させるためには児童相談所の施設整備だけでなく様々な外部組織（警察・学校・地域など）とのネットワーク構築や保護された児童の受け皿としての里親制度の充実などソフト面での対策が必要不可欠であるという感想を持ちました。

■視察先

11月5日 福島県いわき市 浜児童相談所

11月6日 宮城県議会

■視察の成果

東京 23 区の児童相談所設置に踏み切る自治体の中で、既に延期を決めた板橋区や新宿区の事例など、越えるべきハードルはたくさんある中で、本区におきましても、しっかりと準備を整えることが極めて重要であることが明らかになりました。今回の視察を通してまだまだ知見を深めていく必要があること、ハード面、ソフト面両面とも十分に配慮して整備していく必要があることなどが理解できたので、このことを豊島区での児童相談所設置に向けて活かしていくことができると考えます。

■その他

今回は福島県、宮城県の事例を視察しましたが、地域性の違いなどを考慮すると、東京都内の児童相談所も視察すべきだと考えます。

公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会視察報告書

都民ファーストの会・民主 里中 郁男

■総括的な感想

福島県、宮城県ともに相談件数は増加傾向であり、それぞれの相談所での取組みも多様であるが、平成31年2月にとられた国の対策強化もあり、情報共有、安全確認の徹底又警察との連携など新たな強化プランも加わり児童相談所の体制強化又職員の専門性の強化など一生懸命な姿を拝見した。頑張ってもらいたいと感じた。

■視察先

①福島県浜児童相談所

②宮城県議会庁舎

保健福祉部 子ども・家庭支援課 課長補佐

保健福祉部 中央児童相談所 副参事兼次長

■視察の成果

- ・特に保護施設では木のぬくもりが感じられる家庭的な空間としてほしい。(浜児童相談所)
- ・増加傾向にある事業であるので職員には“力を合せて”“一枚岩”的思いで頑張ってもらいたい。
- ・近隣住民との意思疎通に向けて、たゆまぬ努力をお願いする。
- ・豊島区、東京都、警察、弁護士そして対策連絡協議会との緊密な連携を望む。

視察行程

【 11月5日（火） 】 -1日目-

10:00 発 上野駅
↓ 特急ひたち7号
12:07 着 いわき駅
昼食休憩
13:20 発 いわき駅
↓ 移動（貸切バス）
13:40 着 福島県浜児童相談所 視察
15:45 発 福島県浜児童相談所
↓ 移動（貸切バス）
17:00 着 宿泊先

【 11月6日（水） 】 -2日目-

9:30 発 宿泊先
↓ 移動（貸切バス） 途中昼食休憩
13:10 着 宮城県議会庁舎 視察
15:15 発 宮城県議会庁舎
↓ 移動（貸切バス）
16:30 発 仙台駅
↓ 東北新幹線 はやぶさ28号
17:58 着 上野駅
解散

令和元年度

公共施設・公共用地有効活用対策調査

特別委員会視察報告書

令和元年12月発行

<発行・編集>

豊島区議会

住所：豊島区南池袋2-45-1